

「消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」の一部改正に関する御意見の募集について」の結果について

令和2年3月31日
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
自立支援振興室

「消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」の一部改正に関する御意見の募集について」については、令和2年1月30日（木）から令和2年2月28日（金）まで、電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じて御意見を募集したところ、1件の御意見を頂きました。しかし、今回の改正に直接関係しない御意見のため、個別の回答はお示ししておりませんが、貴重な御意見として承っております。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。